

# 奨学金制度のあるべき姿

—学生のための奨学金制度とは—

大熊 美和

# 目次

はじめに

## 1. 日本の奨学金制度の概要

### 1. 1 日本学生支援機構の歴史と奨学金利用者数の推移

#### 1. 1. 1 奨学金制度の始まりとその変遷

#### 1. 1. 2 利用者の推移とその背景

### 1. 2 日本の奨学金の種類

#### 1. 2. 1 日本学生支援機構の奨学金

#### 1. 2. 2 大学や地方公共団体等による独自の奨学金

## 2. 海外における奨学金制度

### 2. 1 イギリスの奨学金制度

### 2. 2 ドイツの奨学金制度

## 3. 奨学金制度の問題点

### 3. 1 貸与型奨学金と給付型奨学金

### 3. 2 微力な奨学金

### 3. 3 金融事業化する奨学金事業

### 3. 4 機能しない救済制度

### 3. 5 奨学金利用者に対する視線

小括

## 4. 日本の奨学金制度のこれから

### 4. 1 考えられる改善策

#### 4. 1. 1 給付型奨学金の拡大

#### 4. 1. 2 しっかり機能する救済制度へ

#### 4. 1. 3 私たち自身のあり方

### 4. 2 学生のための奨学金制度

おわりに

参考・引用文献

参考図表

## はじめに

奨学金。今や多くの学生が利用しており、奨学金と学生の関係は切っても切れないものとなっている。奨学金とは本来学生の本業である学業を経済面からサポートするものであるはずだが、本当に奨学金が学生の助けになっているのかと疑問に思う節が身近であったのだ。私の弟は学びたいことが勉強できるという私立の理系大学を志望していたが、その学費は高額だったため奨学金を利用しようと検討したようだが、奨学金は利子付のものがほとんどであったため、多大な返済義務を負うことを避けたいと思った弟は志望していた私立大学を断念し、国立大学に志望変更したと言う。また、同じバイト先の大学生の「僕には奨学金っていう借金があるんです。」という言葉聞いたときは奨学金の返済が学生の負担になっている現状があることを痛感した。これらをきっかけにそれまで自らが抱いていた奨学金像とのギャップが自分のなかで引っかかるようになり、この思いが今回のテーマ設定につながった。

本論文では、奨学金制度の問題点を見ていき、その問題点に関して改善策を見出すことで学生にとっての理想の奨学金制度とはどのようなものかについて提言することを目的とする。第一章では主に日本の奨学金事業の根幹となっている日本学生支援機構に焦点をあてながら、大学や地方公共団体の奨学金も含めた日本の奨学金事業の概要（奨学金の種類や金額等）を見ていく。続く第二章では海外の奨学金制度について注目に値するものを見つけていく。今回はイギリスとドイツの制度について触れることにする。その後の第三章では第一章と第二章の内容を踏まえたうえで、日本の奨学金制度（今回は日本学生支援機構に焦点を当てる）の問題点を挙げていき、続く第四章では前章で挙げた問題点について改善策を述べていき、最後に本論文執筆から見えてくる学生のための理想の奨学金制度について言及したい。

また、論文執筆にあたっては日本の奨学金制度の概要や海外の奨学金制度、問題点の根拠となる部分等の研究については参考文献やネットの情報を利用することにする。

## 1. 日本の奨学金制度の概要

### 1. 1 日本学生支援機構の歴史と奨学金利用者数の推移

大学生の奨学金利用者の中で約 74%の学生が利用しているのが日本学生支援機構の奨学金である<sup>1</sup>。したがって日本学生支援機構は奨学金を利用する学生にとってはかなり身近な存在ではないか。この節では日本の奨学金事業を主に担っている日本学生支援機構の成り

---

<sup>1</sup> 独立行政法人日本学生支援機構『平成 25 年度奨学事業に関する実態調査報告』  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku\\_jittai/\\_icsFiles/afieldfile/2016/05/23/result\\_25.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku_jittai/_icsFiles/afieldfile/2016/05/23/result_25.pdf) (2017/12/17)

立ちや歴史・奨学金の利用者数の推移について理解を深めていきたいと思う。小林ほか(2012)、岩重(2017)、大内(2017)、日本学生支援機構(2014)等を参考にしながらまとめている。

### 1. 1. 1 奨学金制度の始まりとその変遷

国家による奨学金制度が実質的に開始されたのは昭和時代であるようだ。明治時代に『学制』が公布されると、国民から学費の支給を求める声があがったが、実現することはなかった。ちなみに民間による奨学金事業はこの頃すでに生まれていたようだ<sup>2</sup>。1872年の『学制』の公布を経て、教育に対する国民の意識が高くなったことや、大正から昭和初期にかけての学生数・学校数の急増に伴って、奨学金制度の需要も高まっていき、のちの昭和18年に大日本育英会が創設され、国家による奨学金制度が誕生した。翌年の昭和19年には、大日本育英会法の公布・施行により特殊法人としてこれは発足した。このときの奨学金は貸与形式で利子は国が負担することになっていたようだ(日本学生支援機構 2014)。

第二次世界大戦終結ののち、昭和22年に『教育基本法』と『学校教育法』が制定され、教育機会の均等が謳われるようになると、これに応えるように育英会の奨学金事業は貸与人数を増やしたり、貸与金額を増やしたりした。のちの昭和28年、大日本育英会は日本育英会に名称が変更され、奨学金返還期限の変更等を定めた『日本育英法』が公布された。その後、予約採用制度<sup>3</sup>の発足などを経た奨学金事業は、昭和30年から昭和58年までに奨学金事業予算をおよそ26.5倍に、貸与人数をおよそ2倍に拡大していった。昭和59年には新たな日本育英会法によって有利子貸与の奨学金が生まれ(この時点ではあくまでも無利子貸与が主な貸与形式であることには変わりないとしている。)、無利子貸与(第一種奨学金)と有利子貸与(第二種奨学金)の奨学金の併用も可能となったのだ。

平成10年になると、高等教育に対する意欲が向上したことによって、学生を抱える世帯の経済的な負担が増えたことから、再び奨学金に注目が集まることとなった。またこの年、学部等の在学学生に対する奨学金返還特別制度廃止の決定がなされた(日本学生支援機構2014)。この制度は第一種奨学金を借りていた学生が、定められた期間、指定された教育・研究職に従事すれば、借りた奨学金の全額もしくは一部の返済を免除されるという制度であった(小林ほか編 2012:73)。

そして、翌年平成11年には奨学金制度は大きく変容することになる。増加する奨学金希

<sup>2</sup> 文部科学省 『学生百年史』第4章/第4節/1

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317694.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317694.htm) によると明治十年ごろから旧大藩のなかから藩内の子弟に学費を給与または貸与して高等教育を受けさせるものが出てきたということだ。その後もこのような育英団体は増え続け昭和18年にはその数645にもものぼったという。(2017/10/15)

<sup>3</sup> 独立行政法人日本学生支援機構 『日本学生支援機構概要』

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/069/gijiroku/\\_icsFiles/afieldfile/2015/10/13/1362547\\_10.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E7%94%9F%E6%95%B0+%E6%8E%A8%E7%A7%BB%27](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/069/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/10/13/1362547_10.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E7%94%9F%E6%95%B0+%E6%8E%A8%E7%A7%BB%27)

によれば、予約採用とは進学前の申込みのことを指し、生徒が安心して進学できるように進学前に奨学金を予約することが出来るという制度で、申し込みは進学する前年に在学する学校を通じて行うというものである。(2017/12/17)

望者全員に対する貸与の実現を目指して、有利子奨学金貸与事業の抜本的な改革が掲げられたのだ。これによって、具体的には貸与人数の大幅な拡大や奨学金貸与基準の緩和、奨学金貸与月額選択制の導入がなされることとなったのだ。この新制度は『きぼう 21 プラン』と呼ばれ、結果的には奨学金を希望する大勢の学生の需要を満たすものとなった(日本学生支援機構 2014)が、これ以降は図表 1-1 と図表 1-2 で示しているように、有利子貸与事業は貸与人数・事業額ともに大幅拡充の道を辿ることになってしまうのだ。これは今現在の奨学金制度を考えるうえでかなり重要な変換点と言えるだろう。そして平成 16 年 4 月 1 日には日本育英会は独立行政法人日本学生機構に名称を変え、今に至っているということだ(日本学生支援機構 2014)。

### 1. 1. 2 利用者の推移とその背景

まずは実際の奨学生数(区分を大学に絞る)の推移を見ていこう。日本学生支援機構や地方公共団体等のすべての奨学事業の利用も含めた奨学生数は 2003 年の 652,983 人、2007 年の 857,295 人、2010 年の 1,041,158 人、2013 年の 1,109,456 人と増加傾向にある。日本学生支援機構の奨学金利用者に絞って見てみると、その人数の推移はそれぞれ 546,052 人、754,911 人、918,776 人、985,969 人と、こちらも同じく増加傾向にある(ちなみに前者についても後者についても単に奨学生数が増えただけではなく、利用者の割合自体も増加傾向にある)<sup>4</sup>。このような奨学金利用者数の増加にはいったいどのような背景があるのだろうか。

大内(2017:58-59)は奨学金利用者が増えた要因として、学費の上昇と親の所得の減少を挙げている。まず注目したいのが国立大学・私立大学の年間授業料の推移である。国立大学に関して言えば、その授業料の推移は昭和 50 年の 36,000 円、昭和 59 年の 252,000 円、平成 5 年の 411,600 円、平成 14 年の 496,800 円<sup>5</sup>、そして平成 28 年の 535,800 円(大内 2017:46)となっている。一方私立大学の授業料は、昭和 50 年は 182,677 円、昭和 59 年は 451,722 円、平成 5 年は 688,046 円、平成 14 年は 804,367 円<sup>6</sup>、そして平成 27 年には 868,447 円となっている<sup>7</sup>。大内(2017:134-136)によれば、これほどの学費の高騰の裏には受益者負担論の台頭や大学施設・設備の拡充、国家財政の悪化による高等教育予算のカットなどが隠れているという。ちなみに受益者負担論とはのちに詳しく触れるが、岩重(2017:135-136)によれば、大学等の高等教育を受けることによって、将来学生自身が利益を得るのだから、授業料を徴収されるのが筋だとする考え方のことである。また、学費の高騰と合わせて見てい

---

<sup>4</sup> 独立行政法人日本学生支援機構『平成 15 年度奨学事業に関する実態調査結果の概要』・『平成 19 年度奨学事業に関する実態調査の概要』・『平成 22 年度奨学事業に関する実態調査結果の概要』・『平成 25 年度奨学事業に関する実態調査結果の概要』(2017/12/17)

※URL はここでは割愛し、参考文献リストに記載することにする。

<sup>5</sup> 文部科学省 『国立大学と私立大学の授業料等の推移』

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/att.ach/1382703.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/att.ach/1382703.htm)  
(2017/12/17)

<sup>6</sup> 注 5 に同じ

<sup>7</sup> 文部科学省 『平成 27 年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員 1 人当たりの調査結果について)』

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/1314359\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/1314359_01.pdf) (2017/12/17)

きたいのが親の所得の減少である。1990年代終身雇用と年功序列型賃金を特徴とする日本型の雇用が揺らいだことにより親の所得は下がったと考えられる(大内 2017:61)。また、平均世帯年収は1994年の664万円がピーク(岩重 2017:121)で、それ以降は減少傾向にあるのだ<sup>8</sup>。簡潔にまとめると、大内(2017)も述べるように、奨学金利用者数の増加傾向には著しい学費の高騰と親の所得の減少という背景が絡んでくるようだ。

## 1.2 日本の奨学金の種類

先の段落では奨学金の生い立ちと事業の変遷、利用者の推移とその背景について見てきたが、本節では今現在日本にはどんな奨学金があるのか、その実態について見ていこうと思う。日本学生支援機構の奨学金と大学や地方公共団体等による独自の奨学金に分けて見ていくことにする。

### 1.2.1 日本学生支援機構の奨学金

まずは日本学生支援機構の奨学金について見ていきたい。小林ほか編(2012:51)によれば、「日本学生機構の奨学金には、無利子の第一奨学金と利子付の第二種奨学金の2種類の制度が存在する。第一種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金は、大学・大学院・高等専門学校(4・5年)・専修学校(専門課程)に在学する学生及び生徒を対象としている。両制度とも、学力や家計基準等にもとづいて採用されるものである。」という。ここで重要なのは、日本学生支援機構の奨学金は第一種奨学金・第二種奨学金という貸与型の奨学金となっており、二者は無利息か利息付きかの違いであるということだ。双方には返済義務が発生し、給付型ではない(平成29年度から給付型奨学金も少額ではあるが導入され始めた。)ところが着目すべき点である。

続いて先に見た第一種奨学金と第二種奨学金についてそれぞれの貸与金額について日本学生支援機構のホームページを参考にしながら整理していく。まずは第一種奨学金についてである。貸与区分としては大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)の5つに分けられているが、今回は大学に絞って見ていく。国・公立大学に自宅から通う場合は月45,000円、自宅外から通う場合は月51,000円である。私立大学に自宅から通う場合は月54,000円、自宅外から通う場合は月64,000円である。続いて第二種奨学金についてだ。こちらも貸与区分としては第一種奨学金と同じく5つに分類されているが、こちらも大学生への貸与金額に絞って見ていく。第二種奨学金は年3%を上限とする利息付きで、自宅から通う・自宅外から通うというような場合分けは見られず、金額の選択制を取っている。月額30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、または120,000円からの選択となる。これに加えて私立大学の医・歯学の課程の場合、120,000円に40,000円の増額が可能であり、私立大学の薬・獣医学の課程の場合、120,000円に20,000円の増額が可能である。また、第一種奨学金と第二種奨学金の併用も可能であるという<sup>9</sup>。第一種奨学金の貸与

<sup>8</sup> 厚生労働省『平成28年度国民生活基礎調査』

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001184706> (2017/12/17)

<sup>9</sup> 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html> (2017/12/17)

金額は先に述べたように最大で月 64,000 円、第二種奨学金の貸与金額は最大で月 120,000 円である。したがって、二つの奨学金を同時に併用することで、最大で月 184,000 円(私立大学の医・歯学課程、薬・獣医学課程の場合はそれぞれ月 224,000 円、月 204,000 円)の奨学金を借りることができるということになる。

### 1. 2. 2 大学や地方公共団体等による独自の奨学金

先の段落内では、日本の奨学金事業のほとんどを担う日本学生支援機構の奨学金について見てきたが、本段落では日本学生支援機構以外に奨学金事業を行っている大学や地方公共団体等にも目を向けてみたいと思う。この先は岩重(2017)、各大学・日本学生支援機構のホームページ等を参考にしながらまとめていくことにする。

はじめに大学による奨学金についてだが、第一に我が早稲田大学について見ていくことにする。驚くことに我が早稲田大学の独自の奨学金、すなわち学内奨学金はすべて給付型であった。また学内奨学金は学外奨学金(日本学生支援機構や民間団体等)との併用が可能となっており、その数はおよそ 100 にも及ぶ<sup>10</sup>ようだ。約 100 種類の学内奨学金の中からいくつか抜粋してその内容について見ていこうと思う。

まずは岩重(2017:196)でも取り上げられている『めざせ！都の西北奨学金』である。この奨学金は、首都圏以外の国内高等学校出身者のうち、学業成績が優秀であるにもかかわらず、経済的な事情で早稲田大学への進学が難しいという受験生を対象にした奨学金である。書類選考により奨学金採用候補者として認定された場合、入学前に奨学金を予約採用することができるという制度になっている。本制度は、早稲田大学と教職員を中心に組織される早稲田大学校友会による寄付と、主に校友が利用している早稲田カードによる取引に伴う大学への還元金により運営されているようだ。その支給額は半期分の授業料相当額であり、4 年間継続して支給されるらしい。採用候補者は約 1,200 名となっている<sup>11</sup>。

続いて見ていきたいのが「紺碧の空奨学金」である。この制度は、児童養護施設やファミリーホーム入所者および出身者・養育里親家庭で育った里子が、経済的な事情を理由に本大学への進学を断念することのないようにと創設された奨学金で、授業料や実験実習料等、その他の諸経費を免除してもらえらる制度になっているようだ。それに加え月額 9 万円の給付(家計状況・学業成績による継続判定がある。)を受けることができるといった充実した内容になっているのだが、採用候補者数は若干名とわずかになっている<sup>12</sup>。このような奨学金制度は早稲田大学にとどまらず、多くの大学で見られる。

早稲田大学と同じく私立大学として位置づけられている明治大学に少し変わった奨学金制度があるようなのでここで取り上げたいと思う。岩重(2017:196)によれば、明治大学の「特別給費奨学金」は、入試において優秀な成績を修めた上位 70 名に対し、申請不要で自動的に給付されるものらしい。その金額は 4 年間授業料相当額であるという。また、早稲田大学

---

<sup>10</sup> 早稲田大学独自の奨学金 学内外の奨学金

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/programs/> (2017/12/17)

<sup>11</sup> めざせ！都の西北奨学金 学内奨学金

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/programs/pre-approved/> (2017/12/17)

<sup>12</sup> 紺碧の空奨学金 学内外の奨学金

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/programs/konpeki/> (2017/12/17)

の学内奨学金がすべて給付型奨学金であるのに対して、明治大学には「明治大学入学時貸費奨学金」や「明治大学貸費奨学金」、「明治大学特別貸費奨学金」といった貸与型の奨学金（無利子）もあるようだ<sup>13</sup>。

ここまでは私立大学について見てきたわけだが、国立大学の奨学金についても簡単に触れておきたい。岩重(2017:196)によれば、広島大学の「フェニックス奨学制度」は、入学料・在学中の授業料の全額免除がなされるほか、それに加えて毎月10万円が給付されるらしい。同じく岩重によれば、東京大学には「東京大学さつき会奨学金」という奨学金制度があるようだ。この奨学金は経済的事情で東京大学への進学が難しいという女子生徒（この制度の場合は自宅外通学者が対象）を支援したいという東京大学同窓会のOGによって運営されている制度のようだ。申請資格を満たせば月額3万円の奨学金を受け取ることができるようだ<sup>14</sup>。女子のみを対象としているだけに男子学生からの不満はあるだろうが、注目に値する制度である。

さて、ここまでは大学内の奨学金制度について見てきたが、次に焦点を当てたいのが地方公共団体や民間企業が取り扱う奨学金である。

さいたま市では、さいたま市役所として、経済的な理由で学費の負担が難しい学生に対して、進学予定の学生には入学準備金を、在学中の生徒・学生には奨学金をともに無利子で貸与している。前者の入学準備金は大学の場合40万円以下の貸与で、卒業後に分割して返還することとなっている。また、後者の奨学金に関しては大学の場合月2万5千円の貸与で、こちらも同じく卒業後の分割返還となる<sup>15</sup>。

また、東京都江戸川区公式ホームページによると、江戸川区では木全清一氏(故人)からの寄付金をもとに「木全育英事業基金」を設置したようだ。この奨学金制度は社会に貢献しようとする人材の育成を目的として設けられており、成績が優秀で健康でありながらも経済的な事情によって修学が困難な人を対象にしたものであるようだ。支給人数は10名ほどにとどまるが、支給金額は入学金20万円を含め、修学金年額35万円となっており、返済は不要とのことである<sup>16</sup>。給付型の奨学金としては高額支給である。

また、民間企業による奨学金にも最後に少し触れておきたい。岩重(2017:196)によれば、JT(日本たばこ産業)の「JT国内大学奨学金」は、条件を満たすと入学金と4年間の授業料に加えて、自宅生には月額奨学金として月5万円が、自宅外生には入学時に30万円と、月10万~12万円が4年に渡って給付されるという内容になっている。企業からの奨学金であり、さらに給付型の奨学金となるとこれは注目に値すべきだ。先に挙げた江戸川区の奨学金制度に並び、制度内容における充実性がうかがえる。

---

<sup>13</sup> 明治大学 2017度版奨学金情報誌『ASSIST』  
[https://www.meiji.ac.jp/campus/shougaku/6t5h7p000000fjwh-att/01\\_2017AssistAbstract.pdf](https://www.meiji.ac.jp/campus/shougaku/6t5h7p000000fjwh-att/01_2017AssistAbstract.pdf) (2017.10.20)

<sup>14</sup> 東京大学 『さつき会奨学金募集要項』 <http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400010224.pdf> (2017.10.20)

<sup>15</sup> さいたま市 入学準備金・奨学金の貸付け  
<http://www.city.saitama.jp/003/002/003/p000076.html> (2017.10.20)

<sup>16</sup> 江戸川区 木全・手嶋育英基金  
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyouiku/shogakukin/aa12001020140715162834201.html> (2017.10.20)



さてここまで大学や地方公共団体・民間企業が独自に設ける奨学金について述べてきたが、給付の奨学金があったり、返済に利子につかない貸与奨学金があったりと、好感触である。しかし忘れてはいけないのは奨学金の大部分を担っているのは本章冒頭で触れたように給付型奨学金の無い(平成 28 年度までにおいて)日本学生支援機構であるということだ。このことをしっかり念頭に置きつつ、第 2 章では諸外国の奨学金と制度について見ていこうと思う。

## 2. 海外における奨学金制度

第 1 章では日本の奨学金について広く見てきたが、この章では諸外国の奨学金と制度について述べていきたいと思う。国によって教育制度は様々であるだろうが、きっと参考にするべき点や注目すべき点があるはずだ。今回はイギリスとドイツ、二か国の奨学金制度について注目するべき点に絞って取り上げたいと思う。主に栗原(2015)と小林ほか(2012)を参考に整理していく。

### 2. 1 イギリスの奨学金制度

ヨーロッパのなかでは比較的公的負担が少ないとされているイギリスだが、その奨学金制度はどうなっているだろうか。簡単にまとめてみたい。はじめに授業料や奨学金事情について簡単にまとめ、その後注目すべき制度内容について見ていくことにしたい。

従来教育の機会均等を実現しようという意識が強いイギリスでは、政府が給付型奨学金を授業料として支給していたため、実質的に大学は無償だった(栗原 2015:67)。しかしながら世界水準の高等教育を維持していくための財源確保という目的と受益者負担論の台頭により、1997 年には授業料の導入や給付型奨学金の廃止・所得に応じて返還する貸与奨学金の導入が決定した(小林ほか 2012:143-144)。

2004 年にはブレア首相が上限を 3000 ポンドと定め(のちにこの上限は 9,000 ポンドまで跳ね上がることになる)、各々の大学が授業料を自由に設定してよいという旨の法案を通過させたために、大学の授業料は急激に上昇した。この状況に対して学生たちは抗議運動を行ったのだった。その甲斐あって一度廃止された給付型奨学金が 2005 年に復活したのだった。この給付型奨学金は、家庭の収入を考慮し、経済的に苦しい低所得層の学生に給付されている(栗原 2015:68)。給付額は世帯収入によって決定され、2014 年時点で年額最大 590,600 円と定められており、その受給率も 5 割ほどになっている<sup>17</sup>ようだ。

一方 1990 年に教育法で成立した貸与奨学金は給付奨学金が廃止された時点で奨学金全体に占める割合を増やしていくことになった。また、低所得者に手厚く貸与できるように貸

---

<sup>17</sup> 国立国会図書館『諸外国における大学の授業料と奨学金』  
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9426694\\_po\\_0869.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9426694_po_0869.pdf?contentNo=1)  
(2017/11/25)

与限度額の 75%までは審査なしで誰でも借り入れが可能で、残りの 25%は家計所得基準によって貸与額に限度を設けているようだ。ちなみに貸与型と給付型の併用は可能で、給付型の受給対象者については受給額によって貸与限度額を減額するような仕組みが導入されているらしい。また、貸与奨学金には利子がつくが、その利子率は所得によって定められることとなっている。所得が 21,000 ポンド以下であればインフレ率のみ(実質利子率 0)、所得が 21,000 ポンド以上~41,000 ポンド以下であれば、利子率はインフレ率プラス実質利子率(3%上限)、41,000 ポンド以上であればインフレ率プラス 3%にそれぞれ定められている(小林ほか編 2012:148-149,170-171)。

1998 年には貸与奨学金の返還方式にオーストラリアがすでに採用していた所得連動返還制度が導入された(小林ほか編 2012:148)。所得連動返還制度は、大内(2017:209)によれば、所得に応じて無理のない範囲で一定の額を返せば、残りの返済が免除される制度のこととされている。イギリスの学生は卒業後、所得から奨学金を返さなければならないが、それは年収が 15,000 ポンド(約 344 万円)を超えてからで、その超過分の 9%にあたる金額のみを返済すれば良いという規定があるのだ(栗原 2015:69)。また岩重(2017:194)によれば、イギリスの所得連動返還型制度は返済期間が 30 年間、もしくは返済者が 65 歳になったら、その時点で返済は終了となり、未返済額は返還免除になるという。この所得連動返還型制度は 2017 年に日本でも創設され、無利子奨学金において平成 29 年度の新規貸与者から適用されることになっている(岩重 2017:191)。その内容は所得に応じて月ごとの返済額が決まる点はイギリスと同じだが、収入が 0 円であっても毎月 2000 円の返済額が生じるところや返済期間を本人が死亡又は障害等により返還不能となるまでとしているところ(大内 2017:210)は日本特有の規定である。

ここまでイギリスの奨学金制度について見てきて、日本の奨学金制度の違いとして挙げられるのは、何と言っても政府による給付型奨学金の存在と所得連動型返還制度の内容の充実さであろう。イギリス政府による給付型奨学金の存在は、政府による給付型奨学金が少なくとも平成 28 年までは 0 であった日本との大きな違いである。また、イギリスの所得連動返還型制度は日本の所得連動返還型制度よりも救済制度としての役割をしっかりと果たすものであることも分かった。これら二つの要素を考えると、イギリスの奨学金制度には日本の奨学金制度よりも学生の負担を減らそうという姿勢が見られるように思える。

## 2. 2 ドイツにおける奨学金制度

続いては政府機関の奨学金がしっかりしているドイツについて見ていきたい。まず簡単にドイツの大学授業料について述べる。ドイツも先のイギリスと同様、高等教育の機会均等という風潮が強く、学生らによる圧力によって 1972 年から全国の大学授業料は無料となった。しかし授業料がタダであるがゆえ、大学に在学し続ける学生の存在が国家財政を圧迫し始めたため、授業料徴収の動きが徐々に強まっていき、授業料の導入に踏み切る大学も出てきた。しかし再び世論の強い反発もあり、授業料徴収が撤回されたところもあったようで、今も無料で大学に通う学生が少なくないようだ(栗原 2015:70)。このように高等教育の私的負担が少ないドイツであるが、一方で奨学金も充実しているようなのだ。今回はドイツの奨学金の中核をなす BAföG 奨学金について深堀していく。

この奨学金は教育制度における不平等な機会配分を撤廃するため 1971 年に施行されたもので、30 歳未満の経済的に苦しい学生を対象としている(小林ほか編 2012:231,241)。その支給方法は 50%が給付、50%が無利子貸与となっており、学生は無利子貸与の分のみ返還義務を負うことになる。専攻内容によって奨学金の最長支給期間というものが各々設けられ、それを超えた場合にのみ有利子の銀行貸し付けで奨学金が提供されることになっている。つまり奨学金の貸与部分には、最長支給期間を超えなければ基本的に利子がつくことはないのだ(小林ほか編 2012:229,235-236)。

また、この奨学金の注目すべき点が返済の仕方である。日本では奨学金の返済は基本的に奨学金貸与終了月の 7 カ月後から始まる<sup>18</sup>が、一方で BAföG 奨学金の返済は支給終了後の 5 年目から始まり、毎月の返済金額は最低 105 ユーロ(1 万 2000 円)以上で、最長 20 年で返済することが定められているのだが、返済人の所得が月額 1,040 ユーロ(11,9 万円)に達しない場合、返済は延期になるようだ(小林ほか編 2012:236)。さらに BAföG 奨学金には返済免除の適用例として興味深いものが挙げられている。小林ほか編(2012:236-237)によれば、無所得・低所得が返済免除の理由になっているほかに、10 歳以下の子どもの養育・障害児の世話をする者に関する一定額の返済免除が適用されることになっているのだ。

簡潔にはあるが、ここまでドイツの奨学金制度、BAföG 奨学金について見てきて、日本の奨学金制度と比較してみるとやはり目立って異なるのがイギリスのときと同様、国による給付型奨学金の有無である。また、これと併せて注目すべきなのが奨学金返済免除項目である。岩重(2017:172)は、日本が返済免除の条件として挙げているのは①本人が死亡したとき、②精神・身体の障害のため労働力を失う、もしくは労働能力に大きな制限を有したときであるとしており、子どもの養育や障害児の世話など、家庭内において可能な貢献によって返済が一部でも免除になる点は日本の返済免除制度の改善を考える際には大きなヒントになるだろう。また、はじめから有利子貸与の奨学金と定めるわけではなく、ある一定の条件を超えた分のみを有利子奨学金とする点も日本の奨学金にはない方法だ。授業料の負担も少なく、奨学金も充実しているドイツは理想に近い姿であろう。

### 3. 奨学金制度の問題点

ここまで日本の奨学金の概要と諸外国のそれについて触れてきた。この章では第二章で取り上げた諸外国の奨学金制度や参考文献・ネットの情報から、今の奨学金制度(主に日本学生支援機構の奨学金)の問題点、加えて奨学金の利用によって生まれる問題点について、第一章では述べきれなかった救済制度や回収(奨学金とそれにとまなう利息・延滞金の回収のこと)についても触れながら考える章にしていきたい。今回は数多くある問題点の中から 5 つを抜粋してそれらを重点的に述べていこうと思う。

---

<sup>18</sup> 独立行政法人日本学生支援機構『割賦方法と返還開始月』  
<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/henkan/kappu.html> (2017/11/20)

### 3. 1 貸与型奨学金と給付型奨学金

第一章では日本学生支援機構の奨学金には無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金があり、どちらも貸与型であることを述べた。この節では日本の奨学金のほとんどが貸与型である(給付型の奨学金は平成 28 年度以前では地方公共団体や大学が独自に設けたものに限られる)現状について諸外国の奨学金形態を参考にしながらその問題性について述べていきたい。日本の場合は以上に述べたとおりであるが、海外の様子はどうか。

諸外国の奨学金形態を見ていく前に触れておきたいことがある。岩重(2017:133-134)によれば、本来奨学金は返済義務のない給付型のものを指すようで、海外では日本の“貸与型奨学金”というものは概念として成り立たないことがあるようなのだ。諸外国では“貸与型奨学金”のことを学資ローンと呼ぶことが多いようだ。したがってこの場では学資ローンと給付型奨学金という言葉を使っていこうと思う。『Education at a glance 2010』によれば、諸外国には給付型奨学金が 100%を占める国も少なくないのだ。ここに記載されているだけでも、スロベニア・イタリア・フィンランド・ハンガリー・ベルギー・アイルランド・スペイン・フランスは給付型奨学金が 100%を占めているようだ。また、給付型が 100%とまではいかなくともドイツやアメリカ・メキシコ・デンマークなども学資ローンよりはるかに給付型奨学金の割合の方が高くなっている。カナダや韓国は学資ローンの割合が比較的高いが、日本のその割合の高さよりはるかに低い<sup>19</sup>。ここから何が言えるかということ、やはり日本の給付型奨学金の少なさは異常であるということである。給付型奨学金が少なければ、必然的に学生は貸与奨学金を利用するしかないということになるが、そのなかで学生が元金のみならず利子の返済に苦しんだり、バイト漬けになって体調を崩したりといった様々な問題が生まれてきてしまうのだ。これらの問題については以下の節でも触れていくが、給付型奨学金がもっと拡充されればこのような奨学金利用に付随する問題は確実に減っていくであろう。

さて、第一章では平成 29 年度から日本学生支援機構でも給付型奨学金が導入され始めたことについて触れた。この制度は平成 30 年度からの本格的な実施に先立って、平成 29 年度は特に経済的に厳しい状況にある学生を対象にして、一部で先行実施しているようだ<sup>20</sup>。しかし、この給付型奨学金を受け取ることができるのは各学年 2 万人ほどで、住民税が非課税な世帯の学生のみを対象としていることから、図表 1-2 で示した機構の奨学生の人数から考えるとかなり限られた範囲でしかこの給付型奨学金は利用できないと考えられる。また、国公立の自宅生は月額 2 万円、国公立の自宅外生及び私立の自宅生は月額 3 万円、

<sup>19</sup> OECD iLibrary 『Education at a Glance 2010』 (B5 .251)

[http://www.oecd-](http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/9610071e.pdf?expires=1512443767&id=id&accname=guest&checksum=FBBEF6E2DAD1BFFB5ED565F37916BC7A)

[ilibrary.org/docserver/download/9610071e.pdf?expires=1512443767&id=id&accname=guest&checksum=FBBEF6E2DAD1BFFB5ED565F37916BC7A](http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/9610071e.pdf?expires=1512443767&id=id&accname=guest&checksum=FBBEF6E2DAD1BFFB5ED565F37916BC7A) (2017/11/20)

<sup>20</sup> 独立行政法人日本学生支援機構 『日本学生支援機構について』(「平成 29 年度おける奨学金事業の充実」部分)

[http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari\\_ir.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27](http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/_icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari_ir.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27) (2017/11/20)

私立の自宅外生は月額 4 万円となっており<sup>21</sup>、その給付額は十分とは言えない。日本学生支援機構が給付型奨学金の導入を開始したこと自体は評価できるところであるが、さらなる対象人数・給付金額の増加が望まれる。

### 3. 2 微力な奨学金

奨学金を借りていたとしても、実家暮らしのため自宅外通学者より生活費を浮かせることが出来たり、自宅外通学者であっても親からの仕送りで何とかやっていけたりする学生もいるだろうが、この節では主に親に学費を払ってもらうことが不可能な学生、自宅外通学者で仕送りが少ない・無い学生であったり、実家からの通学者でも家庭が経済的に困窮している大学生等比較的苦しい状況にある学生に焦点をあて問題点を考えていく。以下、この問題点を掘り下げていきたい。

まず見ておきたいのが学生の生活費(1年間)の収入源だが、家庭からの給付(仕送り金を含む)は第一章で述べたように親の所得減少の影響も一つの要因になっているのだろうか、急激に減っているのだ(大内 2017)。家庭からの給付金の変化を大まかに見てみると、平成 14 年は 1,556,700 円から平成 26 年には 1,193,800 円へと大きな減少となっている<sup>22</sup>。それに反して第一章でみたように大学の授業料は増加傾向にあるのだから、このような学生の生活は厳しいものになっていることが予想できる。学費に関して言えば奨学金の貸与額を増やすという手段がとられるだろう。しかし、現在の奨学金制度の形態から考えると無利子・給付型の奨学金を利用できる人数は限られており、第二種奨学金の貸与額を増やさなければならないといったケースが多いと考えられる。しかし考えてみれば奨学金を借りたとしても、その場の学費の捻出(あるいは生活費の足し)にはある程度役立つだろうが、借りられる金額には限度があり、授業料の不足分や生活費等を稼ぐため学生がバイト漬けになる可能性はおおいにあるのだ。「なんとかして生活費等を稼がなければいけない。」「借りた奨学金も返さなければならない。利子も。」。このような切羽詰まった学生の末路はどのようなもののだろうか。

ここで(岩重 2017:20-29)で取り上げられている一人の男子大学生の例を挙げることにする。

以下男子学生を A さんと表すことにする。A さんは家からの仕送りが 0 であったため、奨学金を利用しようとしたが、成績基準・所得基準を満たしていたものの、第一種奨学金が借りられず第二種奨学金を借りざるを得なかった。アルバイト代と奨学金合わせて月 15 万だったが、東京での生活費は想像以上にかかり、アルバイト優先の生活を強いられることにな

<sup>21</sup> 文部科学省 『給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>』

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/12/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380717\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380717_2_1.pdf) (2017/12/17)

<sup>22</sup> 文部科学省 『平成 26 年度学生生活調査』

[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei\\_chosa/\\_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/data14\\_outline.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/data14_outline.pdf) (2017/12/17)

『平成 16 年度学生生活調査』

[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei\\_chosa/2004.html#no3](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/2004.html#no3) (2017/12/17)

ってしまったのだ。アルバイトのために授業の予習・復習の時間も取れず成績は下がっていったという。学習がおろそかになるだけでなく、学園祭の準備にもアルバイトで参加できなかったという。葬式のための帰省で貯金が底をつき、アパートを手放すこととなった A さんは一時的に大学の研究講義棟で寝泊まりするホームレス生活を余儀なくされた。それでもアルバイトを続けた A さんはわずかな蓄えができると格安物件を見つけ、再びアパート生活を送るようになった。しかし学業は依然としておろそかになってしまっていたようで、単位をいくつも落としてしまったそうだ。留年の危機に瀕した A さんは体調を崩し慢性胃炎と自律神経失調症を発症してしまったが、その後友人の助けもあり、2年留年し、卒業後は結局衣食住すべて面倒を見てくれる自衛隊に入ることを決めたのだ。A さんが借りた奨学金は総額 480 万円でこれに利子が加わって最終的な返済総額は 500 万円を超えるということだ。

上で見た例は少し極端な例かもしれないが、少なくとも今回の場合は奨学金制度が学生のためにしっかり機能していないのではないかという疑問が生まれる。奨学金を借りることが金銭的な助けの一部になることは確かだが、金額や貸与条件も厳しく、残りの学費や生活費までを賄うことは難しく、学生が学業に専念できずアルバイト漬けになる可能性を排除するには微力すぎるようだ。また、卒業後の奨学金の返済に備え、学生が身を粉にしてアルバイトに励むことになったり、アルバイト先がブラックバイトであったりする可能性も十分にある。奨学金は学生を経済的にサポートし、学生の本業である学業や学校行事が、そしてなによりも学生本人がアルバイトによって犠牲になることを防ぐ抑止力にならねばならないが残念ながらそうではないのが現状であり、大学卒業後も奨学金を借りた人を元金、そして利子で苦しめるのだ。

### 3. 3 金融事業化する奨学金事業

続いて取り上げたいのが奨学金の回収における問題点である。岩重(2017:145)は、1980 年代に始まった有利子奨学金の導入や 2004 年に日本育英会が廃止され、独立行政法人日本学生支援機構へと組織が改編されたことによって、奨学金の財源は民間資金を多く導入することになり、民間資金の導入を進めたことが必然的に厳しい資金回収を生み出し、効率的な運営をもたらしたとしている。これらの状況が奨学金事業を金融事業化させたのだと考えられる。また岩重(2017:145-146)によると日本学生支援機構は「日本学生支援債権(財投機関債)」を主な財源のひとつとしているのだが、回収促進策を講じており、その回収率は第一種奨学金で 97.3%、第二種奨学金で 96.4%(2015 年度)と、かなり高い数値となっていて、その回収率の高さはメガバンクに匹敵すると言われているようだ。日本学生支援機構が公表している回収率のグラフからも、第一種・第二種奨学金共に、回収率は 9 割を下回ることがないどころか、100%に近い回収率を誇っていることが読み取れる<sup>23</sup>。しかしこの高い回

<sup>23</sup> 独立行政法人日本学生支援機構 『日本学生支援機構について』(「返還金の回収状況」部分)

[http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari\\_ir.pdf#search=%27E5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27\(2017/11/20\)](http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/_icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari_ir.pdf#search=%27E5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27(2017/11/20))

収率の裏には厳しい回収がなされていることも容易に想像できるだろう。以下奨学金の厳しい回収の実態を見ていこう。

まず、大内(2017:76-78)にて取り上げられている例を簡潔にまとめ、参考にしていこうと思う。ある男性は就職氷河期に大学を卒業したため、正社員として就職することが出来なかったが、月に8万の有利子奨学金を借りていたため、奨学金返済のためにアルバイトを掛け持ちすることになった。夜遅くになることも多く、慢性的な睡眠不足となった男性は心身に大きな負担を感じるようになり、心療内科に通い始め、ついにドクターストップがかかってしまったのだ。男性が日本学生支援機構にその旨を伝え、職員は男性の訴えを軽くあしらったという。結局男性は自己破産の手続きをおこなったそうだ。

このようなことが一般的であるとは言い切れないが、実際にこのようなケースがあることは確かである。今回の例からは、精神的・身体的に奨学金利用者を追い詰めてでも回収しようという機構側の意図が読み取れ、機構は奨学金を貸してくれる単なる味方ではないということをはっきり思い知らされる例である。

また、今回の例で男性が自己破産の手続きをせず、奨学金の返済を滞らせた場合、一般的にはどうなるのかも見ていきたい。この場合は滞納という扱いになる。大内(2017:79)によれば、奨学金の返済が滞ると、まずは奨学金利用者本人や保証人への電話による催促にはじまり、債権回収専門会社へと回収移行がなされるようだ。そして返済の滞納が3か月を過ぎると、奨学金利用者の個人情報と金融機関等からの借入れ情報・滞納歴など、金融面の記録がふくまれるようだ。このことを「ブラックリスト化」と言い、家を購入する際にローンを組めなかったり、カードをつくれなかったりといった悪影響があるようだ。それでも滞納が続くようであれば最終的には裁判所による法的措置が取られることになるらしい。大内(2017:81)によると、さらに回収において問題になっているのが「繰り上げ一括請求」というもので、これは一定期間返済が滞った場合、本来返済期限が来ていない割賦金(分割して支払うお金)と合わせて、返済額を全額、一括して請求するものになっているようだが、現実離れした制度であることは言及するまでもない。返済が滞っている奨学金利用者に繰り上げ一括請求をしたところで何の意味があるのか理解に苦しむが、このような制度が平然と存在していること自体に違和感を覚えてしまう。

上記で記したように、回収においてはかなり厳しい措置が取られているようだが、返したお金がこれから借りる学生の奨学金になるとすれば、批判ばかりしていられないかもしれない。実際学生による返還金が奨学金の財源の一部となっており<sup>24</sup>、借りた奨学金を卒業生が返済し、その財源がまた奨学金として新たな学生に貸与されるのは真実であるのだ。それなら機構が回収に精を出すのにも(その強制的なやり方には賛成できないし、改善すべきところは多くあるが)一理あるということになりそうだ。しかしそう考えるには無理がありそうなのだ。

大内(2017:86)によれば、回収によって得られる利息や延滞金は日本学生支援機構の損益

---

<sup>24</sup> 独立行政法人日本学生支援機構 『日本学生支援機構』(「奨学金の種類」部分)  
[http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari\\_ir.pdf#search=%27%E5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27\(2017/11/20\)](http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/_icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari_ir.pdf#search=%27%E5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27(2017/11/20))

計算書において経常収益、つまり儲けとして記されているようだ。この儲けは政府から借りたお金の利払いに充てられるか、資金を貸し出している銀行とサービサーに行くかであるという。したがって儲けとして計上された延滞金や利子が奨学金の財源にはなることはないのだ。これと並行して考えなければならないのが延滞金の高さや支払い適応の順序である。奨学金の返済が出来ないと滞納扱いになり、延滞金が発生するわけだが、2013年度までは年率10%もの延滞金(2014年度4月以降は年率5%)がつき<sup>25</sup>、延滞金が発生した場合、返済では延滞金の支払いが優先される(大内 2017:85)のだ。つまり支払いは延滞金→利子(有利子奨学金の場合)→元金の順に充当されるということである。ここから何が言いたいかというと、先に述べたような半ば強制的な回収は、大内も述べるように、次世代の学生のための奨学金を確保することが主な理由ではないということであり、もし奨学金の確保が目的ならば、延滞金をこれほど高額にする必要もないだろうし(そもそも延滞金があること自体正しいとも思えない)、返済したお金をまず次世代の学生のための奨学金の財源にならない、単なる“経常利益”としての延滞金や利息に充てるのも奇妙な話であるということだ。

以上で見てきたように、機構による半強制的な回収は、ただ単に次に奨学金を借りる学生のための財源を確保していこうという考えによってなされているのではないことが分かった。大内(2017:87)も述べるように、奨学金事業で儲けを出そうという考え方が残念ながら存在しているのではないかということだ。

### 3. 4 機能しない救済制度

4つ目に挙げたいのが、日本学生支援機構が定める救済制度についてである。救済制度はプラスに働いて当然だと考えていたが、その実態の一部を知ると問題点が浮かび上がった。救済制度には返還期限の猶予・減額返還制度・延滞金の減免・返還免除などがある(岩重 2017:165-173)が、詳しく見ていくとこれらの救済制度には厳しい利用条件があり、救済制度によって救われるのが当然という考えは間違いであると言わざるを得なかったのだ。

初めに考えていきたいのが返還期限の猶予である。岩重(2017:165)によれば、この制度は奨学金の返済を一時的に止めることが出来るもので、経済的困難や災害等返済できない事情があるときに利用できるとされている。ここでいう経済的困難とは、給与取得者の場合は年収300万円以下、その他は年間所得200万円以下が目安とされている。岩重(2017:166)は、この制度を利用する場合の問題点として返済期限の猶予が10年までしか利用できないことを挙げており、返済期限の猶予は通算10年を超えてしまうとそれ以降は経済的にどんなに苦しい状況でも利用できなくなるということだ。この10年という期間はどのように定められたのか、どのような根拠から利用期間を定めたのか疑問を感じてしまう。

続いて見ていきたいのが返還免除制度についてである。岩重(2017:172)によれば、これは奨学金返還が全部、もしくは一部免除される制度で、適用されるのは本人が死亡したとき・本人が病気等で完全に働くことが出来なくなったとき、もしくは働く能力が大幅に欠如したときとされている。しかし、この制度を利用するのも事実上難しいのである。岩重

---

<sup>25</sup> 独立行政法人日本学生支援機構 『延滞金』

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/entai/entaikin.html> (2017/11/20)



(2017:85-87)で取り上げられている例をここで用いる。障害1級で寝たきりの状態が続いている人が免除申請しようと思ひ、機構の人間に問い合わせたところ、免除の申請はすぐにはできないという一点張りであったそうで、しまいにはまず先にも述べた返還期限の猶予を利用するようにと言われたようだ。また実際に日本学生支援機構のホームページを探しても免除申請書をダウンロードする場所が見つからなかったという。このような機構の対応が一般的であるとは言い切れないが、少なくともこの例からはなんとか奨学金利用者の返還免除の利用を防ぎたいという機構の意図を感じ取ることが出来る。これらを考慮すると、機構は事実上すぐに返還免除の措置を講じることはなく、返済免除は形骸化しているように思える。今回触れなかった救済制度についても各々問題点は含まれていて、実際のところこれらが救済制度として機能しているとは到底言えない状況にあると思われる。

### 3. 5 奨学金利用者に対する視線

続いて考えたいのが奨学金を利用することで生まれる問題点だ。「借りたものは返すのが当たり前だ！」という言い分に関して考えていきたい。奨学金を借りたものの、返済に苦労したり、返済に行き詰ったりしている人へこのような視線が向けられることもある。一見正しいことを言っているように思えるが、奨学金の返済についてもこの考え方は当てはまるだろうか。このような世間の視線が奨学金を借りている人を追い詰めてはいないだろうか。なぜこのような見方・考え方が生まれてしまうのだろうか。以下で掘り下げていきたい。

まず先にも触れた受益者負担論の台頭である。ここでもう一度その定義について確認しておきたい。岩重(2017:135-136)によれば受益者負担論とは「大学や専門教育機関などによる高等教育を受けることは、自己投資である。なぜなら、高い学歴を得れば、将来よりよい仕事に就き、高い収入を得られるからである。だから高等教育の費用は、そういった利益を得られる人みずからが負担すべきである。」という考え方でされている。だが、この考え方に問題はないだろうか。文部科学省の調査から2016年度の大学を卒業した学生のうち正規雇用として就職したのは71,3%という数値が出されており<sup>26</sup>、岩重(2017:136,137)も述べるように、高等教育を受けたから、将来が絶対に安泰であるという構図は成り立たないと言え、それに加えて教育が教育を受けた者にのみ、利益をもたらすとしている点も間違いではないか。例えば日本企業のグローバル進出を支えているのは誰だろうか。またノーベル賞を受賞し人類に偉大な恩恵をもたらすのは誰だろうか。岩重(2017:137)も述べるように日本社会を支えている、これからの日本社会を支えていくのは教育を受けた人間であるはずだから、それゆえ教育は教育を受けた者のみではなく、皆に利益をもたらすものであり、社会全体が一体となって教育体制を作り上げ、教育体制や学生を支えていかなければならないはずなのだ。したがって高等教育を受ける者だけが利益を受けると決めつけることに関しては議論の余地が十分にあるようだ。よって受益者負担論を掲げて奨学金利用者を攻め立てることはできないはずなのだ。

---

<sup>26</sup> 文部科学省 『平成28年度学校基本調査(確定値)の公表について』

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035_1.pdf) (2017/12/17)

続いて考えていくべきなのは、大内(2017:62)も触れている、過去の日本型雇用がいまだに続いていると考える人たち・授業料の高騰に関して無知な人たちの存在である。ここでは過去の日本型雇用を終身雇用制度と年功序列型賃金を特徴とする雇用形態としたい。大内(2017:61)は1990年代半ばからグローバリズムが進み、国内企業の海外進出による国内雇用が減ったこと・人件費カットと政府の規制緩和によって低賃金の非正規労働者が増え、正規雇用労働者の賃金低下を招いたことなどにより、終身雇用と年功序列型賃金を特徴とする日本型雇用は大きく揺らいだとしている。よって、大内(2017:61)も述べるように「子どもが利用した奨学金は親が払うべきだ。」・「子どもが大学生になる時には親の収入は上がっているから返済できるだろう。」という構図は実際成り立たないのである。また、大学の授業料がかつては今よりもかなり低かった<sup>27</sup>ことから、学生・その親が高い学費を負担しなければいけなくなったことを知らない・考慮しない人がいるのだ。大内(2017:63)も述べるように、このような複数の要因が重なって生まれた問題を、このような人たちが「借りたお金は返さなければならない！返せないなんて甘えだ！」と言ってもそれは理にかなわないのである。このような間違った認識は、間違いなく奨学金利用者を精神的に追い詰める要素になっているはずだ。

## 小括

ここまで挙げてきた問題点のほかにもまだ多くの問題点が残されている。最後に上で述べきれなかったものに関して簡潔に挙げておきたい。岩重(2017)や大内(2017)、または奨学金を利用する友人の話・日本学生支援機構等のホームページを見て自ら感じたことから、まだまだ課題は山積みであるようだ。奨学金の返済を心配して希望の進路に進めない・希望の進路を諦める学生がおり、奨学金の意義が揺らぐこと。奨学金貸与の窓口が大学になることが多く、学生が奨学金についてしっかり理解する前に借りてしまうこと。奨学金(貸与、給付に関わらず)の利用条件に成績優秀者などといったあいまいな表現がふくまれていること。借りた奨学金の管理を学生本人ではなく親が行っており、学生のために使われていないという可能性が排除できていないこと。図表 2-2 に見るように有利子奨学金の割合が貸与人数・規模ともに無利子奨学金より大きくなってしまったこと。第二章で述べた所得連動型返還制度の内容が不十分であること。これらも今の奨学金制度を考えるうえで重要な問題であろう。数多くの問題点を抱える奨学金制度だが、奨学金制度の本来あるべき姿はどんなものだろうか、第二章で扱ったイギリスとドイツの例も絡めながら、第三章で並べた問題点の各々についてその改善点を続く第四章で考えていきたいと思う。

## 4. 日本の奨学金制度のこれから

この章では第三章で取り上げた問題点に関して第二章のイギリス・ドイツの制度も参考

---

<sup>27</sup> 1.1.1 を参照

にしつつ、その各々について改善策を提言していきたいと思う。そのあと総括として、本論文を通して得られた、本来あるべき学生のための奨学金制度について言及していきたい。

## 4. 1 考えられる改善策

この節では第二章を参考にしつつ、第三章の問題点に対する改善策を挙げていくことにする。そこで第三章で挙げた 5 つの問題点を 3 つの組に分けて考えていきたいと思う。まず 1 つ目は奨学金の形態そのものを変えていく策が有効であろう問題点について、2 つ目は救済制度の内容を変えることが改善につながるだろう問題点について、3 つ目は制度そのものの変更することに加え、お金をかけずとも機構を含む私たち自身の姿勢を考え直すことが問題解決の鍵になるだろう問題点についてである。

### 4. 1. 1 給付型奨学金の拡大

まずは 3.1 と 3.2 に関する改善案を述べていきたい。3.1 の問題点を簡潔にまとめると、日本の奨学金の大部分を占める日本学生支援機構の奨学金が貸与型であり、平成 28 年度までは給付型奨学金が無かったことや、平成 29 年度から導入され始めた給付型奨学金も充実しているとは言えない状況にあることであった。諸外国と日本では税や教育費の負担の仕組みは当然違うだろうが、日本が教育費の個人負担を強いる性格が強いことは明らかになった。また、3.2 の問題点は奨学金を借りても、学生が学業に専念できずにアルバイト漬けになってしまう可能性が排除できないことであった。また第三章の最後には奨学金の返済を気にして希望の進路を諦める学生が出てきてしまうことなども挙げた。

これらの問題に関しては、極論を言ってしまうと貸与型奨学金を廃止して給付型奨学金のみにし、その拡大を図っていくことが一番理想の解決策であろうが、残念ながらそう簡単に解決するはずもない。不可能である理由は給付型奨学金の財源をどこに求めればよいのかという問題が存在しているからだ。国家予算からの割り当てがあるとしても給付型奨学金を望む学生全員のニーズを満たすことは難しく、今の段階では給付型奨学金のある程度の拡充がやっとで、すべての奨学金を給付型にすれば良いというのは現実的ではないと思われる。

では現実的な改善策は何か。ここで注目したいのが、企業という存在である。大内(2017:238-242)は、大企業や、富裕層への課税によって得た税金を給付型奨学金の財源として前もって確保するのはどうかと述べている。大内(2017:241)は財源先として内部留保(以下利益剰余金と表記)について言及しており、この点に関してはおおいに賛成であるため、財源先として内部留保に着目するという上記の大内の考えを今回使いつつ、より具体的な策を考えていくことにする。大学を卒業した学生の次の活躍の場である企業だが、自分もここに問題を改善していく力があるのではないかと考えている。上の大内(2017)の考えと奨学金の財源を企業の利益剰余金に求める点では同じであるが、この考えのままでは企業は支出だけを要求されることになるから、企業にとって何のメリットもないため、実際のところ実現は難しいのではないかと考えられる。

では、課税方式を取るのではなく、学生が借りた奨学金を学生の就職後に企業が直接一部または全額負担するというのは果たしてどうだろうか。財務省は企業の利益剰余金の数値

を明らかにしている<sup>28</sup>。利益剰余金とは企業が得た利益から株主への配当などを差し引いたお金のことである<sup>29</sup>。この利益から奨学金の返済に充てるお金を課税方式は取らずに直接学生に(入社後は社員になる)与えるのだ。企業によって利益剰余金の数値は様々であろうから、各々有利子奨学金を借りたために返さなければならない利子相当額を負担してもらったり、利子に限らず元金を返済してもらったりといった具合にすれば良い。この改善策のもとでは、学生が就職するまでは借りた奨学金の返済義務を学生が負っているということに変わらないが、その負担を全額もしくは一部を企業に肩代わりしてもらえれば、肩代わりしてもらった部分は実質的に給付型奨学金を受け取ったことと同じではないか。もちろん学生は返済の経済的な手助けをしてもらうだけでなく、無理のない範囲で企業に貢献する必要があるだろうし、企業は返済を肩代わりする代わりに、仕事上学生に無理のない条件を課してもいいだろう。学生にとっては経済的な助けになるだろうし、企業にとっては学生の企業に対する気持ちや働くモチベーションを高められるというメリットがあるだろうし、人材不足の企業にとっては奨学金を肩代わりしてくれる企業というのは大きなアピールポイントになるだろう。とは言っても企業は労働者のおかげで発展・躍進できるのだから、労働者が会社にとって 1 番の財産であるという考えのもとであれば、無条件で返済を手伝うこと自体にはそれほど大きな違和感もないし、それが可能なら学生にとっては一番望ましい形ではある。

ここまで企業による奨学金の肩代わりという可能性について考えてみたが、これが実現可能ならば、給付型奨学金に代わる財源を企業が一部に限らず全額負担してくれることになるため、返済に対する不安からバイト漬けになったり、希望の進路を断念したりする学生は少なからず減るのではないかと考えられる。しかし、あくまでもまずは国が給付型奨学金を拡大していくべきであって企業に負担を押し付けるのは最善とはいえない。だが、給付型奨学金の拡充は言うまでもなく、有利子奨学金さえ廃止できていない現状を考えると、国だけを頼りにしていたら奨学金がすべて給付型となる日はずっと先のこと、もはやそんな日は来ないのではないかと思えてくる。

#### 4. 1. 2 しっかり機能する救済制度へ

続いて考えていきたいのが 3.4 で挙げた問題点である。その問題点をまずは簡潔に整理してみる。救済制度の 1 つである返還期限の猶予の制度の利用期間が 10 年までであるということ・返還免除制度には厳しい利用条件があること以上の 2 点について、以下それぞれの改善策を考えていく。

まずは返還期間の猶予についてだ。この問題に関しては、利用期間の上限である 10 年という期間を延ばしていけば良いという声もあるだろうが、大内(2017:207)も述べるように、返済者の経済的な状況が 10 年経てば改善されていて、返済が可能になるという保証はないため、これは根本的な解決にはならないのだ。ここでは大内(2017:207)も述べるように、利用期間の上限をなくすことが好ましいと考える。しかし、利用期間に上限を設けないとなる

<sup>28</sup> 財務省「年次別法人企業統計調査概要 平成 28 年度」

<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/h28.pdf> (2017/12/10)

<sup>29</sup> 朝日新聞デジタル 2017 年 9 月 1 日 「企業の内部留保、過去最高 406 兆円 財務省が発表」 <http://www.asahi.com/articles/ASK8062Z9K80ULFA039.html> (2017/12/10)

と、自らの経済状況を偽り、返済を免れようとする人が出てくることは容易に想像できる。機構が奨学金の財源を確保できるならばそれでも全く問題はないと思うのだが、現状では本制度の利用期間の上限を撤廃することに加えて、機構がしっかり各々の返済者の経済状況を管理し、それぞれの返済者に見合った返済猶予の期間を定めるべきである。経済的に返済できない場合はやはり猶予期間を設けても何の解決にもならないはずだ。

続いて返還免除制度の改善策である。3.4 で見たようにこの制度は利用条件がきわめて厳しいことから、利用条件の緩和がなされるべきであると考え。まず本人が死亡したときに本制度が利用できるというが、本人が死亡した後で返済免除になっても時すでに遅しではなかろうか。保証人になっている人に負担が回らない点はメリットであるが、本人が生きているうちに適用されてこそ、真の救済制度なのではないか。これでは奨学金を借りた本人のための制度としては機能していない。したがって本人が死亡したときに適用されるのは当然であって利用条件をしっかりと考え直す必要がある。具体的には大内(2017:207)も述べるように(大内はここでは返済猶予期限の改善策としてこの案を挙げている)、一定の所得基準を設けその額に届かない人が利用できるようにするのはどうだろうか。その所得基準に関してはしっかりと考慮して定められる必要があるだろうが、返済免除とはそもそも経済的に苦しいときにその必要性が生まれるわけだから、本制度において収入に関する規定が何も無い(岩重 2017:172)のはおかしいはずだ。加えて、第 2 章でふれたように、ドイツでは育児に取り組む者に関して返還免除が適用されるが、日本でも育児はもちろん、介護に取り組む者などにも本制度を適用してみてもどうか。育児や介護をしながら奨学金も返さなければいけないような状況は厳しいものであるし、本来は国が育児や介護をしっかりサポートしていかなければならないはずだが、各家庭の中でそれらを封鎖的に行わざるを得ない現代日本の状況を考えると、奨学金の返還免除を通して間接的にでも育児や介護をする人をバックアップしてもよいのではないだろうか。

さて、ここまで救済制度に関して具体的な改善策を考えてきたが、4.1 と同様にその財源をどこに求めるかというのが大きな問題である。企業の利益に求めるのか、国民に対する課税により財源を生み出すのかについては議論を続けていかなければならない点である。

#### 4. 1. 3 私たち自身のあり方

最後に 3.3 と 3.5 についてだ。3.3 の問題点は奨学金を借りた者への厳しい回収がなされる可能性があることや返済金が延滞金→利息→元金の順で充当され、返済者の負担が減らないことがあるということであった。そして 3.5 では借りたものは返そうという見方が奨学金についてもまかり通っている可能性があり、それが奨学金を借りた者への圧力になっているのではないかという問題を挙げた。以下各々について改善策を考えていく。

まずは 3.3 についてだ。3.3 では返済された奨学金の利子や延滞金を除いた一部は次の奨学生への貸与金になることを述べた。したがって厳しい回収は今後一切やめるべきだと簡単に言うことができないことが分かった。ここで重要なのはその回収の仕方であるはずだ。3.3 の中で見たように回収は債権回収会社に移行されることもあるが、ここにも問題点があると考え。債権回収専門会社は回収だけを生業としており、言うまでもなく奨学金を借りた者の立場に立って考えることはしない。機構が回収まで一貫して行えば、実際機構の人間が実際救いの手を差し伸べてくれるのか何とも言えない部分があるのは事実だが、機

構に存在する救済制度を利用したり、奨学金に対して精通する人間に返済の相談をしたりすることも可能ではないか。奨学金を貸すのは機構であるにも関わらず、回収は別に委託するという一貫しないシステムは改善すべき部分として挙げられると考える。また、返済金の充当に関しては、大内(2017:206-207)も述べるように、元金→利息→延滞金に今すぐ変えるべきである。元金は残しておく期間が長くなればなるほど延滞金が発生してしまうため、奨学金を利用する者の負担を考えれば簡単に思いつく改善策であるはずだが、実際にはなされていないのが現状なのだ。大内(2017:206-207)はさらにこの改善は追加予算が必要ないためすぐに実行できると述べているが、これは理にかなっているし、すぐにでも実行してほしいと思う。4.1や4.2で挙げた改善策に関してはさらなる財源が必要になるものが多く、なかなか実行が難しいところもあったが、この改善については違う。それにも関わらず実行されないとなると機構の儲け主義姿勢を疑わざるを得ない。あくまでも奨学金事業は学生のためのものであることを機構には忘れないでもらいたい。

次に3.5についてである。この点に関しては制度の改善云々を言いたいわけではない。3.5を筆頭に、今までに述べてきた奨学金やその利用者を取り巻く現状を知ろうとし、見識を深め、改めてそれらに対する自らのあるべき姿勢を考えていくことが重要だということを機構の人間だけでなく、私たちが各々自覚することがなによりの改善策であると考え。そうすれば安易に「借りたなら返せ！」など口にはできなくなるだろうし、奨学金利用者に対する精神的なプレッシャーはなくなり、学生は奨学金制度が利用しやすくなるはずだ。

ここまで3.3と3.5に関して考えてきたが、言いたいことを簡潔にまとめると、この二つに関しては特別お金をかけずとも、日本学生支援機構をはじめ、私たち自身が奨学金や奨学金利用者について知り、利用者の立場を第一に考えれば改善される問題点であるということだ。

## 4. 2 学生のための奨学金制度

さて第三章で挙げた問題点に関する改善策を第四章の第一節で述べてきたが、この節では学生のための奨学金制度について結論を述べていきたい。

本論文の第三章で主に見てきたように、利子付の有利子貸与の割合が高いこと・奨学金を利用してバイト漬けになり、学生本人や学業に支障をきたすケースがあること・奨学金制度がまるで金融事業と化してしまっていることなどを考えると、先ほど述べた理想の奨学金制度とはかけ離れており、現在の日本の奨学金制度は不完全と言わざるを得ない状態である。

では、「学生のための奨学金制度とは一体どんな制度なのか？」と問われても一言で言い表すのは難しいが、簡潔に言えば、学生を第一に思った制度であるということだ。奨学金制度とはそもそも経済的に学生の学業を支援するためのものであり、奨学金は学生が好きなこと・興味があることを好きなように、そして好きなだけ学べるようにしてこそ、本当の意味での奨学金なのではないか。そのためには第四章で述べたように少しずつでも救済制度や奨学金の形態等が変更されていくことが望まれるが、それだけでは不十分なのである。このような制度の改善には日本学生機構をはじめ、私たちの理解や姿勢の改善が不可欠なのである。もしも給付型奨学金の財源を国民の税から割り出すとなったと仮定する。「自分は

奨学金を使ったことがないし、なぜ自分が払う必要があるのか。」とってしまう人は多いのではないかと。実際に払うかどうかは別として、奨学金と自分を関係の無いものとしてしまう姿勢や借りた奨学金は返すのが当たり前であるとする姿勢こそ変えていく必要があるのだ。このような、自分さえよければ良いと言わんばかりの姿勢を個々人が持っていたら制度の改善を望む声を小さくするうえに、奨学金利用者の声までもそのプレッシャーでかき消してしまうのだ。仮に制度が形式的に改善されたとしても、このような姿勢を持った私たちが多く存在するなかで、奨学金を利用する学生の立場はどうだろうか。制度の充実だけが一人歩きして、実際学生が利用しやすい制度にはならないだろう。

以上から学生のための奨学金制度とは経済的にも形式的にも利用しやすいように改善されたものであり、尚且つそれが奨学金利用者の理解の上に成り立っているものであるといえるのではないかと。制度の改善と私たちの姿勢の双方が学生のための奨学金制度をつくっていくためには必要なのだ。

## おわりに

さて本論文では日本の奨学金制度の概要をざっくり見たのち、海外の奨学金制度にも目を向け、それらを踏まえて奨学金制度の問題点を挙げ、最後にその問題点に対して改善策を講じ、学生のための奨学金制度とはどんなものかについて考えてきた。最終的には、制度上の改善を経た充実した制度で、尚且つ奨学金利用者だけではなく、我々の理解のうえに成り立つ制度こそが学生のための奨学金制度であるのではないかという結論に至ったが、第三章の最後でも触れたように奨学金制度における課題はまだ山積みである。また、第四章では給付型奨学金の拡充や救済制度の改善などに言及したが、結局のところ財源を確保しないことには実現が難しいものがほとんどであった。今回は企業という存在をその財源を求める先として考えたが、今後は制度に関する改善策を考えていくとともに、さらに必要になる財源をどこに求めていくのかという課題についても煮詰めて考えていかねばならない。

今回結論として出した、学生のための奨学金制度が、安心して奨学金を利用できると思える学生・経済面を気にせず学びたいことを好きなだけ学べる学生を一人でも増やすものであれば嬉しい。

## 参考・引用文献

OECD iLibrary 『Education at a Glance 2010』 (B5 .251)

<http://www.oecdilibary.org/docserver/download/9610071e.pdf?expires=1512443767&id=id&acname=guest&checksum=FBBEF6E2DAD1BFFB5ED565F37916BC7A>  
(2017/11/20)

朝日新聞デジタル 2017年9月1日 「企業の内部留保、過去最高 406兆円 財務省が発表」  
<http://www.asahi.com/articles/ASK8062Z9K80ULFA039.html> (2017/12/10)

江戸川区 木全・手嶋育英基金

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyouiku/shogakukin/aa12001020140715162834201.html> (2017.10.20)

栗原康,2015『学生に貸金を』新評論

小林雅之ほか編,2012『教育機会均等への挑戦:8カ国比較』東信堂 (今回参考にした2章・4章・6章。2章の執筆者は前畑良幸,白川優治、4章の執筆者は小林雅之,芝田政之,村田直樹,米澤彰純、6章の執筆者は吉川裕美子)

厚生労働省『平成28年度国民生活基礎調査』

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001184706> (2017/12/17)

国立国会図書館『諸外国における大学の授業料と奨学金』

[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9426694\\_po\\_0869.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9426694_po_0869.pdf?contentNo=1) (2017/11/25)

紺碧の空奨学金 学内外の奨学金

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/programs/konpeki/> (2017/12/17)

さいたま市 入学準備金・奨学金の貸付け

<http://www.city.saitama.jp/003/002/003/p000076.html> (2017.10.20)

財務省「年次別法人企業統計調査概要 平成28年度」

<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/h28.pdf> (2017/12/10)

大内裕和,2017『奨学金が日本を滅ぼす』朝日新聞出版

岩重佳治,2017『「奨学金」地獄』小学館

東京大学 『さつき会奨学金募集要項』

<http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400010224.pdf> (2017.10.20)

独立行政法人日本学生支援機構 『延滞金』

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/entai/entaikin.html> (2017/11/20)

独立行政法人日本学生支援機構 『割賦方法と返還開始月』

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/henkan/kappu.html> (2017/11/20)

独立行政法人日本学生支援機構 奨学金 <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html> (2017/12/17)

独立行政法人日本学生支援機構 『日本学生支援機構概要』

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/069/gijiroku/\\_icsFiles/fieldfile/2015/10/13/1362547\\_10.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E7%94%9F%E6%95%B0+%E6%8E%A8%E7%A7%BB%27](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/069/gijiroku/_icsFiles/fieldfile/2015/10/13/1362547_10.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E7%94%9F%E6%95%B0+%E6%8E%A8%E7%A7%BB%27) (2017/12/17)

独立行政法人日本学生支援機構 『日本学生支援機構について』

「平成29年度における奨学金事業の充実」,「返還金の回収状況」,「奨学金の種類」

[http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/\\_icsFiles/fieldfile/2017/03/14/29minkari\\_ir.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27](http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/_icsFiles/fieldfile/2017/03/14/29minkari_ir.pdf#search=%27%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91+%E4%BA%BA%E6%95%B0%27) (2017/11/20)

独立行政法人日本学生支援機構

『平成15年度奨学事業に関する実態調査結果』

[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku\\_jittai/\\_icsFiles/fieldfile/2015/12/0](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku_jittai/_icsFiles/fieldfile/2015/12/0)



3/result\_15.pdf (2017/12/17)  
『平成 19 年度奨学事業に関する実態調査結果』  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku\\_jittai/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/03/result\\_19.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku_jittai/_icsFiles/afieldfile/2015/12/03/result_19.pdf) (2017/12/17)  
『平成 22 年度奨学事業に関する実態調査報告』  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku\\_jittai/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/03/result\\_22.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku_jittai/_icsFiles/afieldfile/2015/12/03/result_22.pdf) (2017/12/17)  
『平成 25 年度奨学事業に関する実態調査報告』  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku\\_jittai/\\_icsFiles/afieldfile/2016/05/23/result\\_25.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/syogaku_jittai/_icsFiles/afieldfile/2016/05/23/result_25.pdf) (2017/12/17)

独立行政法人日本学生支援機構,2014『日本学生支援機構 10 年史-育英奨学事業 70 年の軌跡-』独立行政法人日本学生支援機構  
明治大学 2017 年度版奨学金情報誌『ASSIST 』  
[https://www.meiji.ac.jp/campus/shougaku/6t5h7p000000fjwh-att/01\\_2017AssistAbstract.pdf](https://www.meiji.ac.jp/campus/shougaku/6t5h7p000000fjwh-att/01_2017AssistAbstract.pdf) (2017.10.20)

めざせ！都の西北奨学金 学内奨学金  
<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/programs/pre-approved/> (2017/12/17)

文部科学省 『学生百年史』第 4 章/第 4 節/1  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317694.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317694.htm)  
(2017/10/15)

文部科学省 『給付型奨学金制度の設計について<議論のまとめ>』  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/12/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380717\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380717_2_1.pdf) (2017/12/17)

文部科学省 『国立大学と私立大学の授業料等の推移』  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/attach/1382703.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/attach/1382703.htm)  
(2017/12/17)

文部科学省 『平成 16 年度学生生活調査』  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei\\_chosa/2004.html#no3](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/2004.html#no3) (2017/12/17)

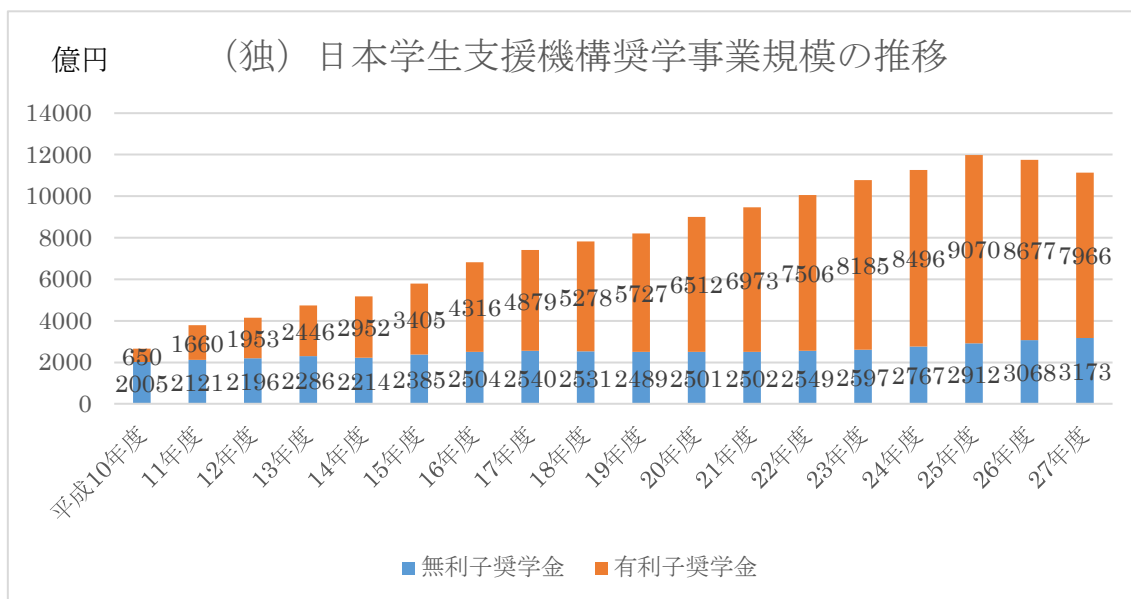
文部科学省 『平成 26 年度学生生活調査』  
[http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei\\_chosa/\\_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/data14\\_outline.pdf](http://www.jasso.go.jp/about/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/data14_outline.pdf) (2017/12/17)

文部科学省 『平成 27 年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員 1 人当たり)の調査結果について』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/1314359\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/1314359_01.pdf) (2017/12/17)

文部科学省 『平成 28 年度学校基本調査(確定値)の公表について』  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035_1.pdf) (2017/12/17)

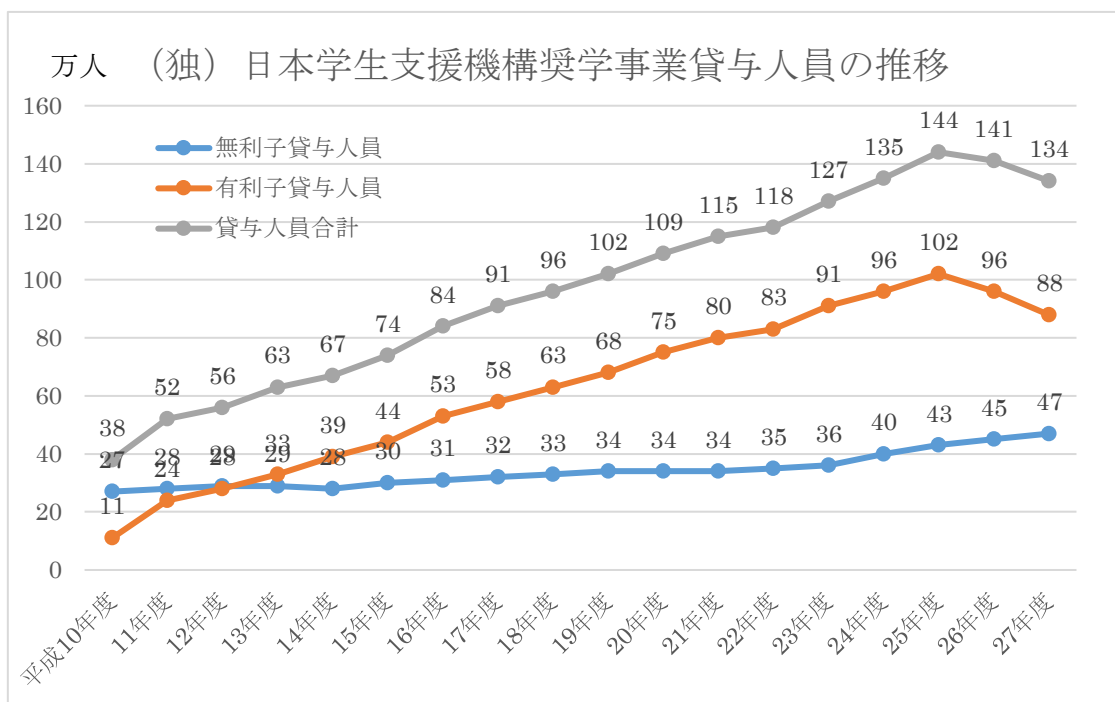
早稲田大学独自の奨学金 学内外の奨学金  
<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/programs/> (2017/12/17)

図表 1-1



出典 文部科学省ホームページ 『奨学金の充実 2. 貸与奨学金の充実(1)事業規模』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shougakukin/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm) (2017/12/17)

図表 1-2



出典 文部科学省ホームページ 『奨学金の充実 2. 貸与奨学金の充実(1)貸与人員』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shougakukin/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm) (2017/12/17)

